

## 大阪府青少年健全育成条例改正（案）に対する府民意見の募集結果について

### 1. 有害図書類指定基準の条例化について

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
1-1	行き過ぎた規制は駄目だが、現行条例案では、個人の思想の入り込む面が少なく、常識的な判断となっており、評価したい。	大阪府青少年問題協議会から、現行の有害図書類指定制度は有効に機能しており、新たな指定基準を構築する必要はないとの答申を頂いています。今回の改正は、有害図書類の指定基準を定めるプロセスに外部からのチェックが働くよう、現在、大阪府青少年健全育成条例施行規則で定められている有害図書類の指定基準を条例に格上げするものです。
1-2	漫画、アニメなどの創作物への規制は慎重であるべきだが、有害図書類の指定基準を条例で明記し、議論をオープンにすることについては評価する。	大阪府青少年問題協議会から、現行の有害図書類指定制度は有効に機能しており、新たな指定基準を構築する必要はないとの答申を頂いています。今回の改正は、有害図書類の指定基準を定めるプロセスに外部からのチェックが働くよう、現在、大阪府青少年健全育成条例施行規則で定められている有害図書類の指定基準を条例に格上げするものです。
1-3	指定基準の二では、「変態性欲に基づく」という文言が使用されている。何が「変態性欲」にあたるかは、時代、地域によって異なっているだけでなく、同性愛など性的マイノリティを除外する一方的な価値観に基づいていないか。法レベルの規制と道徳とは別にわけて議論すべき。有害図書類の指定基準としては、こうした主観的な価値判断ではなく、「青少年に対して卑わい、扇情的」ということで判断すべき。	現行の有害図書類指定基準については、大阪府青少年問題協議会において審議していただきました。 その結果、指定基準二については有効に機能しているとの答申を頂きました。 なお、基準ホについては、有害図書類の実態に照らして、新たに「青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること」を追加しました。

1-4	<p>漫画やアニメなどの創作物を規制することで、性犯罪が減少したという事例は殆ど存在しない。諸外国でも規制した結果、犯罪率が上昇したという例がある。そもそも、情報が有害かどうかは発信、流通過程では判断できない。あくまで受信側がどうとるかで「有害」かどうかが決まる。</p>	<p>有害図書類指定制度に関しては、平成元年9月19日の最高裁判決において、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための必要やむをえない制約であると判示されております。また、府の現行の有害図書類指定制度については、今回、有害図書類の実態調査を踏まえて、大阪府青少年問題協議会で審議して頂いた結果、有効に機能しているとの答申を頂いております。</p>
1-5	<p>何が卑わいで扇情的かは個人によって異なる。今の基準では、「青少年に対して卑わい、扇情的」や、「陰部、でん部を露出、露出していると同程度」など、あいまいな基準が多い。基準が明確でなければ、表現者側の委縮効果が働く。「指定基準を決めるプロセスに外部からのチェックが働くよう」と言っているが、運用が恣意的になれば何でも規制できてしまう。</p>	<p>現行の有害図書類指定基準について、大阪府青少年問題協議会において審議していただきました。その結果、現行の有害図書類指定制度は有効に機能しており、現行の基準について、有害図書類の実態に照らして一部の文言について整理すべきであるとの答申をいただき、整理しました。なお、実際の有害図書類の指定にあたっては、外部有識者からなる青少年健全育成審議会において審議していただいた上で、指定を行ってまいります。</p>
1-6	<p>これまで十分機能してきた実績があるにもかかわらず、新たに条例化することで指定基準の拡大解釈や新たな規制内容を追加する恐れがある。現行条例のまま置いておくべき。</p>	<p>大阪府青少年問題協議会から、現行の有害図書類指定制度は有効に機能しており、新たな指定基準を構築する必要はないとの答申を頂いております。今回の改正は、有害図書類の指定基準を定めるプロセスに外部からのチェックが働くよう、現在、大阪府青少年健全育成条例施行規則で定められている有害図書類の指定基準を条例に格上げするものであり、指定基準の拡大や新たな規制内容を追加するものではありません。</p>

<p>1-7</p>	<p>指定基準の口に「女性の排せつの姿態」とあるが、男性を除外する理由はないのではないか。</p>	<p>現行の有害図書類指定基準については、大阪府青少年問題協議会において審議していただきました。</p> <p>その結果、現行の有害図書類指定基準口については有効に機能しているとの答申を頂きました。</p> <p>なお、基準ホについては、有害図書類の実態に照らして、新たに「青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること」を追加しました。</p>
<p>1-8</p>	<p>アニメや漫画は日本の象徴になっている。小説で強姦等を描写しても有害図書類に指定されないのに、アニメや漫画では有害図書類指定されている。これはアニメや漫画を不当に差別するもので、東京都のように禁止する条例には賛成できない。</p>	<p>府の現行の有害図書類指定制度について、その有効性を検証するため、有害図書類の実態調査を行いました。その結果を踏まえ、大阪府青少年問題協議会において審議して頂いた結果、現行の有害図書類指定制度は有効に機能しており、新たな指定基準を構築する必要はないとの答申を頂いています。今回の改正は、有害図書類の指定基準を定めるプロセスに外部からのチェックが働くよう、現在、大阪府青少年健全育成条例施行規則で定められている有害図書類の指定基準を条例に格上げするものであり、指定基準を強化するものではありません。</p>
<p>1-9</p>	<p>創作物を規制するだけでは、子どもたちが何が有害かを判断する力は育たない。また、現在の規制は、子どもに対する有害性というよりも大人が有害かどうかを判断して決めている。</p> <p>重要なのは、表現規制ではなく、子どもたちが正しい性知識を持つように、学校、地域、家庭で性教育、情報リテラシー教育を受けられるようにすること。</p>	<p>青少年の自立の過程においては、家庭や学校、地域における教育が重要であることは言うまでもありません。</p> <p>有害図書類指定制度は、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための必要やむをえない制約であり、大阪府青少年問題協議会からも、現行の有害図書類指定制度は有効に機能しているとの答申をいただいております。</p>

<p>1-10</p>	<p>大阪府の有害図書類の指定基準は、包括指定では10ページ、又は10分の1となっているが、その根拠が不明で正当性がない。他府県に比べても厳しすぎる。せめて5分の1にすべき。</p> <p>また、包括指定を定めた規則の但し書きで、「その内容が主として読者又は視聴者の性的感情を刺激するものでないと認められるものについてはこの限りでない」とあるが、規定が非常にあいまいで恣意的な解釈を許してしまうのではないか。</p>	<p>府の現行の有害図書類指定制度について、その有効性を検証するため、有害図書類の実態調査を行いました。その結果を踏まえ、大阪府青少年問題協議会において審議して頂いた結果、現行の有害図書類指定制度は有効に機能しており、新たな指定基準を構築する必要はないとの答申を頂いています。今回の改正は、有害図書類の指定基準を定めるプロセスに外部からのチェックが働くよう、現在、大阪府青少年健全育成条例施行規則で定められている有害図書類の指定基準を条例に格上げするものであり、指定基準を強化するものではありません。</p> <p>なお、10ページ又は10分の1という包括指定基準については、現在、5県で採用されております。</p>
<p>1-11</p>	<p>東京都の条例改正に影響されて、規制することのメリット、デメリットも検証せずに、有害図書類の指定基準を強化することに疑問。漫画で何を描こうと実際の被害者はいないのだから、自由にすべきではないか。</p>	<p>府の現行の有害図書類指定制度について、その有効性を検証するため、有害図書類の実態調査を行いました。その結果を踏まえ、大阪府青少年問題協議会において審議して頂いた結果、現行の有害図書類指定制度は有効に機能しており、新たな指定基準を構築する必要はないとの答申を頂いています。今回の改正は、有害図書類の指定基準を定めるプロセスに外部からのチェックが働くよう、現在、大阪府青少年健全育成条例施行規則で定められている有害図書類の指定基準を条例に格上げするものであり、指定基準を強化するものではありません。</p>
<p>1-12</p>	<p>18禁など成人図書になっている図書については、すでに区分陳列されており、青少年が入手できないようになっているので、有害図書類の対象外とする規定を設けるべきではないか。</p>	<p>青少年健全育成条例では、青少年の健全な成長を阻害する図書等を有害図書類として指定し、青少年に対する販売、閲覧、貸付け等を禁止し、一般の図書類とは別に区分して陳列することを義務付けているものです。</p>

<p>1-13</p>	<p>有害図書類指定制度は、青少年の健全育成に名を借りて表現の自由を侵害している。憲法で保障されている表現の自由を侵害している同制度は、地方公共団体の条例制定権を定めた憲法94条に反している。</p> <p>(参考) 憲法94条 地方公共団体は、… 法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>有害図書類指定制度については、平成元年9月19日の最高裁判決においても、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための必要やむをえない制約であり、表現の自由を保障する憲法21条1項に違反するものではないと判示されております。</p> <p>このことから、有害図書類指定制度を定めた大阪府青少年健全育成条例は、憲法94条に反していないと考えます。</p>
<p>1-14</p>	<p>有害図書類の指定基準の条例化の理由として、罰則が科されることを挙げているが、同様に罰則が科される可能性のある有害がん具類の指定基準についても条例化しなければ、バランスを欠くのではないか。</p>	<p>有害がん具・刃物類については、すでに大阪府青少年健全育成条例第16条において、「がん具刃物類の構造又は機能が人の身体に危害を及ぼすもの」と指定基準を明記しております。</p>
<p>1-15</p>	<p>有害図書類の指定プロセスを完全透明化すべき。審議会での発言者名や発言内容を明確にするとともに、議事録の公開を義務化すべき。</p>	<p>有害図書類の指定については、大阪府青少年健全育成審議会で審議しております。</p> <p>今後とも、同審議会の議事録の公開については、府民の皆さまにわかりやすく伝えるよう努めてまいります。</p>
<p>1-16</p>	<p>制作者側に作成、表現の自由があることは認めるが、嫌悪感を抱かせるものがあるのも事実。作品が犯罪を助長するようなものは許されるべきではなく、市民の側にも選別する権利がある。</p>	<p>青少年健全育成条例では、青少年の健全な成長を阻害する図書類等を有害図書類として指定し、青少年に対する販売、閲覧、貸付け等を禁止し、一般の図書類とは別に区分して陳列することを義務付けております。</p>

<p>1-17</p>	<p>有害図書類の指定を検討する審議会の中で、有害図書類指定を強化しようという発言をする委員がいる。誰がどのような発言をしたのかははっきり示した上で、これらの委員に対して直接、意見、苦情を言えるシステムを作るべき。</p>	<p>青少年健全育成条例は、青少年の健全な成長を阻害する図書類等を有害図書類として指定し、青少年に対する販売、閲覧、貸付け等を禁止し、一般の図書類とは別に区分して陳列することを義務付けております。</p> <p>有害図書類の指定は、青少年健全育成審議会の答申を得て行っておりますが、今後とも、同審議会の議事録の公開については、府民の皆さまにわかりやすく伝えるよう努めてまいります。</p>
<p>1-18</p>	<p>有害図書類の指定基準を内外に明確にするように、有害図書類の指定を受けた出版社が正式に抗弁できる仕組みが必要。</p> <p>また出版社や作家に対して必要以上の萎縮を招かないように、行政と出版社、作家との意思疎通を図るべき。</p>	<p>青少年健全育成条例は、青少年の健全な成長を阻害する図書類等を有害図書類として指定し、青少年に対する販売、閲覧、貸付け等を禁止し、一般の図書類とは別に区分して陳列することを義務付けるもので、出版を規制するものではありません。</p>
<p>1-19</p>	<p>粗暴性、残虐性を助長する図書類の指定基準について、今回、人間と動物を分離して記述している。改正後の条文では、動物を殺すこと等を陰惨に表現するものを規制することが強調されているように見えるが、改正の意図がわからない。</p>	<p>現行の有害図書類指定基準については、大阪府青少年問題協議会において審議していただきました。</p> <p>その結果、現行の有害図書類指定制度は有効に機能しており、現行の基準について、有害図書類の実態に照らして一部の文言について整理すべきであるとの答申をいただいております。</p> <p>粗暴性、残虐性を助長する図書類の指定基準については、現在、「殺人、傷害若しくは暴行（動物を殺し、傷つけ、又は殴打する行為を含む）」となっております。同答申において、人間と動物を分けて記述すべきとの意見をいただき、改正案に反映したものです。</p>

## 2. 区分陳列違反店への勧告制度の見直しについて

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
2-1	<p>有害図書類の区分陳列については、包括指定制度の導入以来、書店側の負担が大きくなっている。結果として、区分陳列違反を恐れて書店が有害図書に指定される可能性のある図書を置くことを避けてしまい、結果として成人への販売も抑制されてしまう結果となる。こうした規制は、行政による検閲と変わらず、目的に対して過度に広範な規制となっているのではないか。</p>	<p>青少年健全育成条例は、青少年の健全な成長を阻害する図書類等を有害図書類として指定し、青少年に対する販売、閲覧、貸付け等を禁止し、一般の図書類とは別に区分して陳列することを義務付けております。</p> <p>なお、有害図書類指定制度については、平成元年9月19日の最高裁判決においても、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための必要やむをえない制約であると判示されております。</p>
2-2	<p>店舗名を公表することは、勧告の領域を逸脱している。むやみに店舗名を公表することで、評判が悪くなって倒産する書店が続出する恐れがある。営業妨害にもなりかねず、業界の自主規制に任せるなど、慎重かつ公正な運用をすべきではないか。</p>	<p>平成22年4月から6月に実施した有害図書類に関する実態調査では、有害図書類の区分陳列の実施率は67.2%でした。</p> <p>このため、今回の条例改正において、区分陳列違反に対する指導等の徹底を行うこととしました。</p> <p>なお、区分陳列違反の店舗に対しては、青少年健全育成推進員による指導、府職員による指導を踏まえ、それでも従わない場合に勧告を実施し、それでも従わない場合に店舗名の公表を行うものです。</p> <p>今後とも、店舗に対して大阪府青少年健全育成条例の内容周知に努め協力を呼び掛けてまいります。</p>
2-3	<p>大規模書店にもかかわらず、区分陳列されていない場合は公表もやむを得ないと考えますが、出版社の自主規制や行政の勧告に従えないのは、大半が中小の書店。資金や店舗面積、人手不足などの原因で、勧告に従いたくても従えないケースもある。特に、包括指定が導入されてからは、いちいち有害図書かどうかを書店側で判断し、個別包装しなければならず、書店の負担は相当大きい。店舗側の事情を踏まえた措置が必要ではないか。</p>	<p>平成22年4月から6月に実施した有害図書類に関する実態調査では、有害図書類の区分陳列の実施率は67.2%でした。</p> <p>このため、今回の条例改正において、区分陳列違反に対する指導等の徹底を行うこととしました。</p> <p>なお、区分陳列違反の店舗に対しては、青少年健全育成推進員による指導、府職員による指導を踏まえ、それでも従わない場合に勧告を実施し、それでも従わない場合に店舗名の公表を行うものです。</p> <p>今後とも、店舗に対して大阪府青少年健全育成条例の内容周知に努め協力を呼び掛けてまいります。</p>

2-4	<p>勧告の対象を個々の有害図書類から店舗の区分陳列違反状態に変更する理由として、5月号が有害図書類で区分陳列の勧告をしても、6月号が出れば新たに勧告しなければならないということがあげられている。しかし、実際に6月号が有害図書でないのに勧告する根拠はないはずである。過去に有害図書指定されたらずっと有害図書類として扱うことは不当ではないか。</p>	<p>現行の規定では、区分陳列違反に対する勧告の対象は個別の有害図書類になっています。そのため、月刊誌の場合、勧告を行っても、翌月に次の号が発売されるとその号が有害図書類で区分陳列違反の場合は新たに勧告を行うこととなります。このような状態が繰り返されれば、いくら勧告を行っても区分陳列違反が継続してしまふこととなります。このことが、大阪府青少年問題協議会青少年環境問題特別委員会において議論になり、勧告の対象を個々の有害図書類から店舗の区分陳列違反状態に変更することとなりました。</p> <p>今回の改正は、その議論に沿ったものですが、実際の勧告にあたっては、店舗の区分陳列違反状態を確認した上で区分陳列違反に対して勧告を行うものであります。</p> <p>過去に有害図書類指定をされたということで、それ以降の号をすべて有害図書類として取り扱うことはなく、それぞれの号の内容により判断することになります。</p>
2-5	<p>区分陳列の規制を徹底するためには店舗名公表だけで十分であり、措置命令は不要ではないか。</p>	<p>青少年健全育成条例は、青少年の健全な成長を阻害する図書類等を有害図書類として指定し、青少年に対する販売、閲覧、貸付け等を禁止し、一般の図書類とは別に区分して陳列することを義務付けているものです。</p> <p>区分陳列違反については、現在、勧告に従わなかった場合には措置命令を行うこととしており、今回の改正により、措置命令の前に店舗名公表制度を導入することにより、区分陳列違反への指導の徹底を図ってまいります。</p>
2-6	<p>成人の知る権利を確保するために、店舗に必ず成人向け図書や、18禁図書を置くスペースを置くことを義務付けるべきではないか。</p>	<p>青少年健全育成条例は、青少年の健全な成長を阻害する図書類等を有害図書類として指定し、青少年に対する販売、閲覧、貸付け等を禁止し、一般の図書類とは別に区分して陳列することを義務付けておりますが、成人に対する販売規制、区分陳列の義務付けは行っておりません。</p>

<p>2-7</p>	<p>区分陳列違反を規制することだけでなく、区分陳列している店舗を優良店として表彰するなど、書店の取組みが経営にプラスになる制度のほうが望ましい。</p>	<p>青少年健全育成条例の趣旨が十分に周知され、幅広い取り組みが行われるためには、民間の事業者の協力が必要不可欠です。 大阪府では、平成18年度から、青少年健全育成優良店表彰制度を創設し、他の模範となる活動を行っている事業者を表彰しております。今後とも店舗における区分陳列の取組みが進むよう、同制度を有効に活用してまいります。</p>
<p>2-8</p>	<p>女性は、性に関するタブーや圧力があって、区分陳列エリアに行くこと自体が偏見や好奇心の目に晒されてしまう。女性向け雑誌の区分陳列については別途配慮してほしい。</p>	<p>青少年健全育成条例は、青少年の健全な成長を阻害する図書類等を有害図書類として指定し、青少年に対する販売、閲覧、貸付け等を禁止し、一般の図書類とは別に区分して陳列することを義務付けております。今後とも、適切な区分陳列を行っていただけるよう、書店等に対して要請、指導を行ってまいります。</p>

### 3. インターネットの有害情報対策について

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
3-1	<p>保護者は、解除を申し出る場合には、解除理由や管理監督責任について明記した解除申出書に署名することの義務づけは、事実上フィルタリングサービス利用の強制になり、責任回避的な子育てを助長する危険性がある。</p> <p>そもそもフィルタリングサービスの利用については、家庭の判断に任せるべきであり、過度に行政が立ち入るべきではない。</p>	<p>青少年インターネット環境整備法では、青少年が使用する携帯電話については原則フィルタリングサービスを受けることを条件として販売することとされています。</p> <p>しかしながら、保護者が解除の申し出をした場合は簡単に解除できることや、契約時における説明は事業者の判断に任されているため、インターネット上の有害情報の危険性について認識しないままフィルタリングサービスを解除してしまう場合があります。</p> <p>今回の条例改正は、携帯事業者の協力をいただきフィルタリングサービスを解除する際の手続きを厳格にすることで、保護者の方にインターネット上の有害情報の危険性を十分認識してもらうことを目的としています。</p>
3-2	<p>フィルタリングサービスは必ずしも万能でないため、条例で利用の徹底を規定するよりも、青少年自身がインターネット犯罪に巻き込まれないための正しい知識を身につけるため、青少年及び保護者に対してのメディアリテラシー教育をすすめるべきである。</p>	<p>大阪府青少年問題協議会から、フィルタリングの利用促進と合わせて、子どもに携帯電話の使い方や情報のもつ危険性について教育することが必要であるとの答申を頂いています。それを受け、今回の改正に、府の責務として「インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力等の育成を図るための教育及び啓発活動の推進に努める」との項目を追加しました。</p>
3-3	<p>フィルタリングサービスは、有害情報を含まないサイトまでブロックしてしまう恐れがある。</p>	<p>携帯電話事業者において、利用者の年齢に応じた様々なフィルタリングサービスの開発・提供を進めていることに加え、第三者機関が青少年の利用に配慮したフィルタリング基準の策定やモバイルサイトの審査・認定を行っており、大阪府青少年問題協議会の答申において「フィルタリングの画一性という課題は克服されつつある」とされています。</p>

3-4	フィルタリングサービスの利用を義務付けることにより、犯罪が減るという確証はない。	平成22年4月から6月に実施した実態調査において青少年育成関係者へのヒアリングを行いました。その結果、青少年の関心や情報源は、図書類からインターネットへ大きく変化してきており、どこでも簡単にアクセスできることから誰でも容易に性情報等を入手できるなど、インターネット上の有害情報の影響について懸念する意見が多数ありました。また、出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介して、青少年が児童買春などの被害にあう事件も確認されるなど、有害情報の閲覧防止のためにフィルタリングサービスの利用促進が課題となっております。
3-5	以前、他府県で児童養護施設にいる被虐待児童に対して、保護者の同意がないため携帯電話を販売できないという事例があった。フィルタリングサービスの解除は、場合によっては保護者の代理人及び本人等が解除できるようにするべきである。	携帯電話の販売契約については、民法による契約のため、未成年者との契約において保護者の同意を求めらるかどうかについては、携帯電話各社の判断に任されているところと考えます。 なお、本条例において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人及び児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護するものを指しております。したがって、保護者が何らかの理由により来店できない場合などについては、児童福祉施設の長等、現に監督保護するものが来店した上で、フィルタリングサービスの解除申出を行うことは可能です。
3-6	自分の子どもが16歳になり、情報の正誤や善悪の判断も出来るようになったと思ってもフィルタリングサービスは外せなくなるのではないか。	青少年インターネット環境整備法では、青少年が使用する携帯電話については原則フィルタリングサービスを受けることとされていますが、保護者がインターネット上の有害情報の危険性について認識しないままフィルタリングサービスを解除してしまう場合があります。 今回の条例改正は、保護者の方にインターネット上の有害情報の危険性を十分認識してもらうことを目的としており、保護者の方の判断でフィルタリングサービスを解除することを禁止しているものではありません。

<p>3-7</p>	<p>子どもをインターネット情報による被害者・加害者にしないための教育が府の責務として規定されているが、その具体的内容は何か。</p> <p>また、保護者の大半が、こうしたメディアリテラシー教育を受けていないため、保護者の責務を果たすためにも配慮を求める。</p>	<p>府の責務として「インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力等の育成を図るための教育及び啓発活動の推進に努める」を追加しました。</p> <p>具体的には、府教育委員会が作成した「携帯・ネット上のいじめ等への対応プログラム」を活用した児童・生徒への教育の実施や、関係機関、携帯電話事業者から構成される「子どもを守るサイバーネットワーク」による情報交換等の取組みを進めることとしております。</p> <p>また、今回の条例改正では、保護者がフィルタリングサービスの解除を申し出た場合に、フィルタリングサービスの意義、内容及びフィルタリングサービスを解除した際の危険性とあわせて、インターネットの利用で青少年が有害情報を閲覧する機会が生じることについて説明するよう、携帯事業者に対し義務付けております。</p>
<p>3-8</p>	<p>携帯電話、パソコンの契約の際、フィルタリングサービスでブロックしないサイトでも青少年が被害にあうことがあることを踏まえ、フィルタリングサービスだけでは不十分であることを伝えるべき。</p>	<p>今回の条例改正では、携帯事業者に対し、保護者がフィルタリングサービスの解除を申し出た場合に、フィルタリングサービスの意義、フィルタリングサービスの内容及びフィルタリングサービスを解除した際の危険性とあわせて、インターネットの利用で青少年が有害情報を閲覧する機会が生じることについても説明するよう義務付けております。</p>
<p>3-9</p>	<p>フィルタリングサービスは、画一的に強制するのではなく、民間事業者の自主性を尊重するべきである。</p>	<p>携帯事業者において、利用者の年齢に応じた様々なフィルタリングサービスの開発・提供や普及に向けた啓発など、自主的な取組みを推進されております。今回の改正は、こうした携帯事業者の自主的な取組みが府内全域で実施されることを目的としているものです。</p>

3-10	<p>ネット上の違法情報対策は十分に機能しているため、条例で更に規制する必要はない。</p>	<p>平成22年4月から6月の実態調査における青少年育成関係者へのヒアリングでは、青少年の関心や情報源は、図書類からインターネットへ大きく変化してきており、どこでも簡単にアクセスできることから誰でも容易に性情報等入手できるなど、インターネット上の有害情報の影響について懸念する意見が多数ありました。また、出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介して、青少年が児童買春などの被害にあう事件も確認されているなど、有害情報の閲覧防止のためにフィルタリングサービスの利用促進が課題となっております。</p>
3-11	<p>GREEやモバゲーなどのコミュニティサイトがフィルタリングサービスの対象でない時点で改正は無意味ではないか。</p>	<p>現在、携帯事業者において、青少年の成長発達段階等に応じて様々なフィルタリングサービスが提供されており、フィルタリングサービスの解除方法を厳格化することは、インターネット上の有害情報の閲覧防止のため有効な手段と考えます。</p>
3-12	<p>解除理由に十分な柔軟性を持たせるべきである。 また、自分で情報を判断できる青少年については、フィルタリングでの規制ではなく見守りを推奨するなど柔軟性のある対応を要望する。</p>	<p>青少年インターネット環境整備法では、青少年が使用する携帯電話については原則フィルタリングサービスを受けることを条件として販売することとされています。 しかしながら、保護者が解除の申し出をした場合は簡単に解除できることや、契約時における説明は事業者の判断に任されているため、インターネット上の有害情報の危険性について認識しないままフィルタリングサービスを解除してしまう場合があります。 今回の条例改正は、携帯事業者の協力をいただきフィルタリングサービスを解除する際の手続きを厳格にすることで、保護者の方にインターネット上の有害情報の危険性を十分認識してもらうことを目的としており、解除理由については限定しておりません。</p>

#### 4. 出会い系サイト等の広告規制について

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
4-1	<p>出会い系サイトの広告は不愉快なので、規制することに賛成である。</p> <p>ただ、広告だけを規制するのでは不十分であり、携帯電話に届く出会い系サイトのメールも規制するべきである。</p> <p>また、携帯を所持する年齢に達した子供たちに、そのようなサイトの危険性やそのようなメールが送られてきた際の対処方法を教育することが重要と考える。</p>	<p>青少年が利用する携帯電話については、青少年インターネット環境整備法において原則フィルタリングサービスを利用することになっており、携帯電話に届く出会い系サイトの勧誘メールについては、フィルタリングにより閲覧が出来ないようにしております。</p> <p>大阪府青少年問題協議会から、フィルタリングの利用促進と合わせて、子どもに携帯電話の使い方や情報のもつ危険性について教育することが必要であるとの答申を頂いています。それを受け、今回の条例改正で、府の責務として「インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力等の育成を図るための教育及び啓発活動の推進に努める」との項目を追加しました。</p>
4-2	<p>出会い系サイトの広告については、出会い系サイト規制法により年齢確認が義務付けられており、青少年が利用する可能性は低く、条例で更なる規制は不要と考える。規制するのであれば、「非合法サイトの広告規制」の方ではないか。</p>	<p>出会い系サイト規制法は、出会い系サイト業者に対して届出を規定しております。届出を行ったサイトについては、運転免許証やクレジットカードによる年齢確認が義務付けており、青少年が利用する可能性は低いと考えられます。しかし、同法による届出を行っていない出会い系サイトでは、年齢確認を行っていない場合があり、それらのサイトの広告が掲載されることで青少年の利用につながるおそれがあるため、今回の条例改正では、同法の届出を確認する義務を規定しました。</p>

4-3	<p>出会い系サイト規制法の改正は、出会い系サイト以外のコミュニケーションサイトでも出会うことが可能という事実を無視し、届出対象を本来であれば定義不可能な「出会い系サイト事業」とした。この法改正は、十分な審議をされないまま可決されており、このような法律を前提とした条例改正は反対である。</p>	<p>出会い系サイト規制法は、出会い系サイト業者に対して届出を規定しております。届出を行ったサイトについては、運転免許証やクレジットカードによる年齢確認が義務付けており、青少年が利用する可能性は低いと考えられます。しかし、同法による届出を行っていない出会い系サイトでは、年齢確認を行っていない場合があり、それらのサイトの広告が掲載されることで青少年の利用につながるおそれがあるため、今回の条例改正では、同法の届出を確認する義務を規定しました。</p>
4-4	<p>出会い系サイト等の広告規制について、対象図書類を業界の自主規制により18歳以上向けとされている雑誌には適用しないとするべきである。</p>	<p>青少年が手にとる可能性のある男性向け、女性向けコミック誌の中には出会い系サイトの広告が掲載されているものが確認されました。今回の条例改正では、出会い系サイトの広告がそれらの図書類に掲載されることで青少年の利用につながるおそれがあるため、同法の届出を確認する義務を規定したものであり、適用は青少年が手にとる可能性のある図書類と考えています。</p>
4-5	<p>出会い系サイト規制法に基づく届出をしていない無届業者が存在するのは、広告を掲載する出版社のせいではない。業者が法令に基づく届出を行うよう指導や取り締まりをすることこそ重要であり、出版社に対し確認義務を課すことは責任転嫁及び怠慢である</p>	<p>ご意見のとおり、出会い系サイト規制法に基づく届出を行っていない業者が存在するのは出版社の責任ではありません。届出を行っていない業者に対しては、公安委員会において同法に基づく必要な指導を行っている聞いております。しかし、同法による届出を行っていない出会い系サイトが図書類に掲載されている現状を受けて、大阪府ではそれらのサイトの広告が掲載されることで青少年の利用につながるおそれがあることから、今回の条例改正で、出会い系サイトの広告を掲載する際には、同法の届出を確認する義務を規定しました。</p>

## 5. 「子どもの性的虐待の記録」について

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
5-1	<p>ジュニアアイドル誌の規制については、ジュニアアイドル本人の意思が重要であり、本人の同意をとったうえで行っているのであれば問題はないのではないかと。</p>	<p>大阪府青少年問題協議会の答申において、ジュニアアイドル誌の中には子どもを性的対象として扱い、子どもの性的虐待の記録となる可能性があるものと指摘されています。</p> <p>また、13歳未満の場合は刑法の強姦罪や強制わいせつ罪が本人の同意があっても成立すること、13歳以上18歳未満の場合、大阪府青少年健全育成条例の淫行禁止規定が、本人の同意があっても、威迫し、欺き、又は困惑させて淫行に及ぶことを禁止していることから、これらの場合には子どもの性的虐待の記録に該当すると考えます。</p>
5-2	<p>ジュニアアイドル誌の規制に関しては理解できる部分もあるが、何を根拠に虐待の記録の可能性があると言っているのか不明である。水着など公に着用が認められた写真まで虐待の記録とするのはおかしい。</p> <p>それを審査する人間の主観によってどうしても解釈できる曖昧かつ恣意的運用の危険性が高いものである。</p>	<p>子どもの性的虐待の記録の定義については、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為としており、家族の水浴びの写真や海水浴場での水着写真等は、規制の対象外としています。</p> <p>子どもの性的虐待の記録に該当するか判断するにあたっては、公平性と妥当性を確保するために、大阪府青少年健全育成審議会に諮り第三者の客観的な意見を聴くこととしています。</p>
5-3	<p>虐待があったかどうかの判断は、写真の制作過程で、児童の意思に反したことが行われていないか、強制的に撮られたものではないか等、関係者（本人、保護者、業者）の意見をきちんと聞いて判断されるべきことである。</p>	<p>子どもの性的虐待の記録にあたる可能性のある表現物については、事業者及び保護者に対して調査を行った上で、大阪府青少年健全育成審議会に対して諮問し、同審議会の意見を踏まえて判断します。</p>

5-4	<p>モデルやアイドルで活躍している少女には、自分の体を表現する権利と自由があり、安易な規制は、職業選択の自由等、児童の権利を奪うことになる。</p>	<p>大阪府青少年問題協議会の答申において、ジュニアアイドル誌の中には子どもを性的対象として扱い、子どもの性的虐待の記録となる可能性があることが指摘されています。</p> <p>答申を受け、青少年が性的虐待の記録の対象とならないよう、製造、販売等を規制することとしました。</p> <p>なお、通常のタレント活動等、性的虐待に該当しない場合は、子どもの性的虐待の記録ではないため、規制されることはありません。</p>
5-5	<p>「ジュニアアイドル=性的なもの」と条例で定義することは、自分の意志で撮影に臨んだ児童や、その家族に風評被害をもたらす危険性がある。</p>	<p>子どもの性的虐待の記録の定義は、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為等としています。</p> <p>なお、通常のタレント活動等、性的虐待に該当しない場合は、子どもの性的虐待の記録ではないため、規制されることはありません。</p>
5-6	<p>実在の被害者が存在する児童ポルノや、行き過ぎたジュニアアイドル誌に対しては何らかの処罰を行うべきであるが、子どもを守るためには、規制よりも、被害を受けた児童の保護や心のケアの支援に取り組むべき。</p>	<p>子どもの性的虐待の記録の定義は、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為等としており、刑罰法令に触れる可能性のある場合は、警察に対して告発を行うこととなります。</p> <p>また、被害を受けた児童の保護やケアについては、子ども家庭センター等、関係機関と連携を図りながら支援を行います。</p>
5-7	<p>「子どもの性的虐待の記録」という新しい概念を入れたことは画期的であり、児童の権利保護を目指す方向性として評価できる。</p> <p>しかし、乳幼児の家族の写真等「日常生活での撮影等」まで規制の対象とならないようにすべき。</p>	<p>大阪府青少年問題協議会の答申において、児童を性的虐待から保護する観点から、子どもの性的虐待の記録という新たな概念を構築することが指摘されました。</p> <p>答申を受け、子どもの性的虐待の記録の定義を、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為とし、日常生活での撮影等、性的虐待に該当しない場合は、規制の対象外としております。</p>

5-8	<p>子どもへの性的暴力は犯罪であり、子どもが強要された場合は、強要罪、脅迫罪、暴行罪等、既存の法律で対応できると思われることから、新たに条例で規制する必要はない。</p>	<p>大阪府青少年問題協議会の答申において、児童を性的虐待から保護する観点から、現行の児童ポルノ法とは別に子どもの性的虐待の記録という新たな概念を構築することが指摘されました。</p> <p>答申を受け、子どもの性的虐待の記録の定義を、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為としました。</p> <p>これは、刑罰法令等で対応できない性的虐待の行為が記録された表現物を規制するものです。</p>
5-9	<p>ジュニアアイドル問題は、子どもが自分の意志ではなく親に強制されている可能性もあり、保護者等に責任があると思うので、保護者の厳罰化を行ってほしい。</p>	<p>大阪府青少年問題協議会の答申において、ジュニアアイドル誌の中には子どもを性的対象として扱い、子どもの性的虐待の記録となる可能性があることが指摘されています。</p> <p>答申を受け、青少年が性的虐待の記録の対象とならないよう、製造、販売等を規制することとし、その実効性を担保するため、保護者に対して調査、助言をする規定を設けております。</p>
5-10	<p>「児童ポルノを製造、販売しない」ことには大賛成であるが、「子どもの性的虐待の記録」については、現行の児童ポルノ法及び児童虐待防止法を組み合わせることで運営すれば対応可能と思われる。</p> <p>グレーゾーンの存在は確かに憂慮すべきことではあるが、だからといって単純所持を禁止することは、海外において相手を陥れる為に規制を悪用した例や、警察等が恣意的に悪用する恐れが指摘されており、冤罪や別件逮捕に巻き込まれる恐れがある。</p>	<p>現行の児童ポルノ法は見る側の価値判断から児童ポルノを定義しており、子どもの保護の点で不十分であることから、大阪府青少年問題協議会の答申において、現行の児童ポルノ法とは別に被写体となる子どもを守るという観点から、子どもの性的虐待の記録という新たな概念を構築し、これらを製造、販売、所持しない努力義務を設けることが指摘されました。</p> <p>これらの表現物については、児童の権利を著しく侵害するものであり、所持しない努力義務を課すことについては、憲法の表現の自由の</p>

	たとえ努力義務であっても「単純所持禁止」は、憲法に規定されている「知る権利」「表現の自由」を不当に害するものである。	保障は及ばないものと考えております。 なお、定義にあたっては、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為に限定しています。 子どもの性的虐待の記録に該当するか判断するにあたっては、青少年健全育成審議会において審議することとするなど、適切な運用を図ってまいります。
5-11	単純所持禁止について、罰則を設けなかった点や、創作物を規制範囲に含めなかった点は評価できる。しかし、「子どもの性的虐待の記録」といった新たな定義を設け、児童ポルノ法を上回る規制を、地方自治体の条例で行うことは憲法違反の恐れがある。	現行の児童ポルノ法は見る側の価値判断から児童ポルノを定義しており、子どもの保護の点で不十分であることから、大阪府青少年問題協議会の答申において、被写体となる子どもを守るという観点から子どもの性的虐待の記録という新たな概念を構築し、これらの製造、販売、所持しない努力義務を設けることが指摘されました。 子どもの性的虐待の記録について製造、販売、所持しない努力義務を設けることは、法令に違反するものではありません。
5-12	性的虐待の記録に、マンガ、アニメなどの被害者が存在しない創作物を含まないようにすべき。	子どもの性的虐待の記録は、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為を指し、マンガやアニメなどの創作物は含まれません。
5-13	児童ポルノの単純所持は罰則付きで禁止すべきであり、奈良県などは罰則を設けており、府が努力義務で済まそうとする姿勢には納得がいかない。	現行の児童ポルノ法は見る側の価値判断から児童ポルノを定義しており、子どもの保護の点で不十分であることから、被写体となる子どもを守るという観点から子どもの性的虐待の記録という新たな概念を構築し、これを製造、販売、所持しない努力義務を規定しました。 子どもの性的虐待の記録については、現行の児童ポルノ法より規制対象となる範囲が大幅に広がっていること、児童ポルノ法では規制していない単純所持を規制していることから、努力義務としました。 なお、その実効性を担保するため、事業者や保護者に対して必要な調査、指導、助言を行う規定を設けております。

5-14	海水浴等で自分の子どもの裸体の写真を撮ることもあることから、13歳未満についても、「同意なしで、又は威迫し、欺き、困惑させて」という前提を設けるべき。また、13歳未満の青少年の撮影については、保護者等が意図せずして撮影した場合の免責が不明確であるため、「意図して」という文言を入れるべき	子どもの性的虐待の記録の定義は、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為とし、日常生活での撮影等、性的虐待に該当しない場合は、規制の対象外としております。 海水浴等で子どもを撮影する行為は、日常生活での撮影であり、性的虐待には該当せず、規制の対象外と考えられます。
5-15	銭湯の監視カメラに写っている男児や女児の裸も「子どもの性的虐待の記録」であると考えられることから、児童を保護する観点から検討すべき	子どもの性的虐待の記録の定義は、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為とし、日常生活での撮影等、性的虐待に該当しない場合は、規制の対象外としております。
5-16	子どもの性的虐待の記録については、規則への委任ではなく、条例でのより一層明確化が必要である。	子どもの性的虐待の記録の定義については、青少年健全育成条例の改正（案）の概要に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為とし、条例で明記しています。
5-17	子どもの性的虐待の記録の定義の6、7については、現行の法令等で規制されておらず、新たに規制するものであることから委員会等で参考人を招致して検討すべき。	平成22年4月から6月の実態調査において、児童福祉関係者や教育学、精神医学、犯罪心理学等の学識経験者に対してヒアリングを実施したほか、青少年問題協議会において、より専門的見地から審議するため、専門委員を入れた特別委員会を設置して検討を行っていただき、子どもの性的虐待の記録という新たな概念を構築すべきとの答申をいただきました。 子どもの性的虐待の記録に該当するか判断するにあたっては、青少年健全育成審議会において審議することとするなど、適切な運用を図ってまいります。

5-18	児童ポルノが氾濫している事実はない。	インターネット上の児童ポルノの件数については、インターネット上の違法・有害情報を収集し、警察庁への通報を行っているインターネットホットラインセンターへの通報件数が、平成19年には1609件だったものが、平成21年は4486件と大きく増加しております。また、平成21年中の児童ポルノ検挙件数は、前年比4割増の935件と過去最多となっております。
5-19	13歳未満の水着の規制はやむを得ない	大阪府青少年問題協議会の答申において、ジュニアアイドル誌の中には子どもを性的対象として扱い、子どもの性的虐待の記録となる可能性があることが指摘されています。答申を受け、青少年が性的虐待の記録の対象とならないよう、製造、販売等を規制することとしました。なお、子どもの性的虐待の記録の定義については、パブリックコメントの条例改正案に記載している、児童の性的人格等を守るための刑罰法令等に該当する行為とし、水着姿の写真集であっても子どもの性的虐待の記録に該当しないものについては、規制されることはありません。

## 6. その他

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
6-1	パブリックコメントを募集して終わるのではなく、より良い意見を改正内容に取り入れられるように、審議会を開催する等して集計した意見を検討する場を設けるべき。	昨年11月に大阪府青少年問題協議会からの答申を受け、今回、青少年健全育成条例の改正案を取りまとめたところです。 パブリックコメントでいただいたご意見については、府において、検討を行い、2月定例府議会に提案する条例改正案に反映してまいります。
6-2	条例改正に当っては、当事者である青少年の意見も聞くべき。	平成22年4月から6月に実施した実態調査において、青少年育成のボランティア活動を行っている大学生にヒアリングを行いました。 またパブリックコメントにおいても、幅広く意見を募集しており、府内だけでなく府外の青少年からも多数のご意見をいただいていると考えております。
6-3	条例改正に際して、作家、漫画家及び出版業界との意見交換を行うべき	平成22年4月から6月に実施した実態調査において出版業界等の関係団体の意見聴取を行うなど、条例改正にあたって必要な情報収集を行い、その結果について青少年健全育成条例の改正を審議する大阪府青少年問題協議会に報告してきました。
6-4	審議会の議事録公開、メンバーを考えるべき	青少年健全育成条例の改正を審議いただいた大阪府青少年問題協議会の議事録については、府ホームページ等で公開しております。 また、委員につきましては、青少年問題に関して幅広くご意見をお聞きするため、教育学等の学識経験者をはじめ、青少年関係団体、業界団体等の方に就任いただいております。
6-5	現行民法では、女子は16歳になれば結婚もできることから、自分のした行為に責任の持てる年齢の青少年を保護する規制は過剰な規制といえる。	青少年健全育成条例における青少年とは、18歳未満の者としておりますが、婚姻により成年に達したものとみなされるものは除外することとしております。